

科学技術文献情報提供事業に係る
コンテンツ提供サービス事業
募集要項（案）

令和 7 年 7 月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目 次

1. 本業務の背景	2
2. 業務概要	2
2.1. 業務の概要及び業務範囲	2
2.2. 契約期間及び業務実施期間	2
2.3. 業務実施条件	3
3. 担当部署	3
4. 事業者選定	3
4.1. 選定委員会	3
4.2. 募集要項等資料の構成	3
4.3. 選定スケジュール	3
4.4. 選定プロセス	4
5. 参加資格	5
5.1. 応募者について	5
5.2. 応募者に求める参加資格要件	5
5.3. 「優先交渉権者」の資格の無効	6
6. 募集要項等に関する説明会	6
7. 募集要項等に関する質問の受付と回答	7
8. 関連資料閲覧	7
9. 提出書類の提出	8
10. 選定方法	9
10.1. 選定委員会の審査	9
10.2. ヒアリングの実施	10
10.3. 提案の無効について	10
10.4. 選定結果の通知	10
11. 契約交渉及び締結	11
11.1. 「優先交渉権者」選定後の流れ	11
11.2. 契約交渉と契約の締結	11
12. その他応募に関する留意事項	11
12.1. 契約保証金	11
12.2. 費用負担	11
12.3. 書面主義	11
12.4. 提出書類の取り扱い	11
12.5. 通貨並びに単位	12
12.6. 記載日時について	12
12.7. 根拠法令・管轄裁判所について	12
13. 様式 I	13

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、科学技術文献情報提供事業における提供業務を平成 24 年度から民間事業者に移管し実施している。この度、現行事業者の契約期間満了後の、次期事業者の選定を行う。

本募集要項は、次期事業者について、公募型プロポーザル方式を活用して選定する事業者選定(以下「本公募」という。)及び事業契約締結に至るまでの契約のプロセスに適用するものである。

1. 本事業の背景

機構の科学技術文献情報提供事業は、研究開発のライフラインである科学技術文献情報を網羅的・継続的に整備し、インターネット等を活用して研究者・技術者が利用しやすい形で、有料で提供することにより、効率的な研究開発活動を促し、科学技術の振興を図ることを目的として昭和 32 年から実施されている事業である。

平成 22 年 4 月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで科学技術文献情報提供事業は、「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受けた。また平成 22 年 12 月に閣議決定した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、「平成 23 年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示され、本事業に係る業務を平成 24 年度より民間事業者により実施しているところである。

2. 事業概要

2.1. 事業の概要及び事業範囲

本事業を実施する事業者は、仕様書に基づき、機構の保有している科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ(以下「データ」という。)を活用したコンテンツ提供サービスを実施する。データについては有償で利用を許諾する。

コンテンツ提供サービスは、令和 4 年度～8 年度(以下「第 3 期事業期間」という)に実施された共通的情報基盤サービス(主に文献検索・配信サービス及び拡張検索サービス等)の継続実施に加え、AI を活用した新たなコンテンツサービスの実施を期待する。

共通的情報基盤サービス

- ・文献検索サービス(JDreamIII 検索サービス:クイックサーチ・アドバンスドサーチ他)
- ・最新文献情報の配信サービス(SDI サービス・科学技術文献速報サービス)
- ・研究者探索サービス(JDream Expert Finder)
- ・医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス(JDream SR)
- ・技術戦略の分析・可視化サービス(JDream Innovation Assist)
- ・辞書販売、その他のデータ販売 等

2.2. 契約期間及び事業実施期間

契約期間と事業実施期間は以下の通り。

契約期間:契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日

事業実施期間:令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

なお、サービス開始にあたって事業者は、令和 9 年 3 月 31 日までに本事業の仕様書に定めるサービスを安定的に稼働させ、サービス顧客が円滑に利用することが出来るよう準備を行うものとする。サービス顧客の移行等が必要な場合は、現行事業者との引継ぎのための準備期間を十分に取ること。

2.3. 事業実施条件

事業実施にあたっては、仕様書に定める条件について了承すること。

3. 担当部署

本公募の担当部署は以下の通りとする。

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報企画部情報資産企画グループ 公募担当
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
E-mail:jouhou-koubo@jst.go.jp
電話:03-5214-8444、FAX:03-5214-8460

4. 事業者選定

4.1. 選定委員会

本公募により事業者を選定するにあたり、機構は機構の役職員並びに外部有識者で構成する「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業の事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会は、「4.5.選定プロセス」に基づき審査を行う。

4.2. 事業者の選定

「4.1.選定委員会」の審査を踏まえ、科学技術振興機構が事業者を選定する。

選定事業者は1機関(複数機関の代表機関を含む)とする。

4.3. 募集要項等資料の構成

公告時に開示する資料は、以下の①から⑤までの書類(以下「公募書類」という。)により構成される。

- ① 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 募集要項 ※本書
- ② 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 仕様書
- ③ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 提出書類作成要領
- ④ 様式Ⅰ-1～Ⅰ-5、様式Ⅱ-1～Ⅱ-4 ※本書及び提案書類作成要領に添付
- ⑤ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 契約書(案)

配布方法:機構ホームページ(<https://www.jst.go.jp/all/choutatsu/index.html>)から取得。

4.4. 選定スケジュール (TBD) <スケジュールは今後変更の可能性があります>

本事業の事業者選定スケジュール(予定)は以下の通りである。今後変更の可能性があることに留意すること。書類の受付は下記期間中の営業日のみとする。営業日とは、機構が定める休日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日)を除く日をいう。なお、申込方法等詳細は、項目6～9を参照のこと。

- | | | |
|---------------------|----------|--------|
| ① 公募開始日 | 9月2日(火) | |
| ② 募集要項等に関する説明会 申込締切 | 9月5日(金) | 14:00 |
| ③ 募集要項等に関する説明会(任意) | 9月11日(木) | 14:00～ |

④ 関連資料の閲覧(任意)	9月4日(木)～10月20日(月)
⑤ 参加資格審査申請書類に関する質問受付締切	9月12日(金) 14:00
⑥ 参加資格審査申請書類に関する質問回答	9月24日(水)
⑦ 参加資格審査申請書類の提出締切	10月7日(火) 14:00
⑧ 提案書に関する質問受付締切	10月17日(金) 14:00
⑨ 提案書に関する質問回答	10月30日(木)
⑩ 提案書の提出締切	11月11日(火) 14:00
⑪ 提案書に関するヒアリング	11月中旬～11月下旬(別途連絡)
⑫ 「優先交渉権者」の決定	12月1日(月)以降
⑬ 「優先交渉権者」との交渉及び事業契約の締結	令和8年3月下旬までを予定

4.5. 選定プロセス

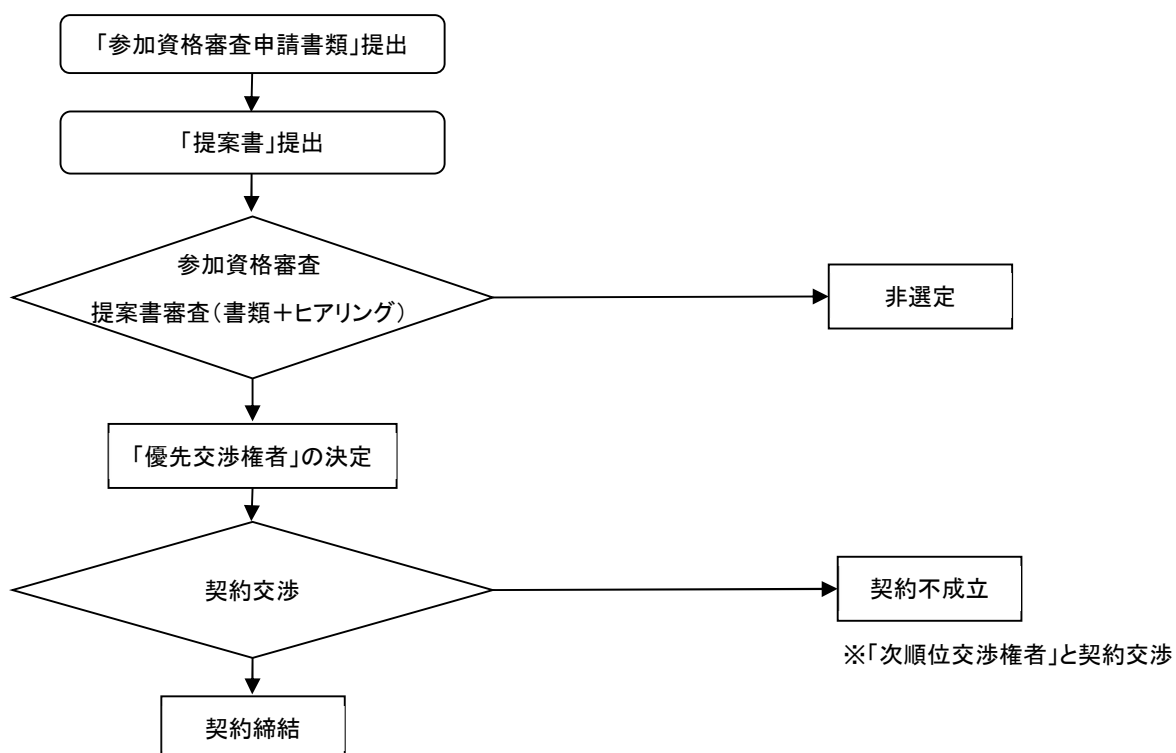
本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式に基づき以下のようなプロセスで行う。

応募者から提出された「参加資格審査申請書類」に基づく参加資格審査と「提案書」に基づく提案書審査を行う。提案書審査では応募者へのヒアリングも行う。

審査により最も優れていると判断された事業者は、「優先交渉権者」として機構と契約交渉を行う権利を得る。

なお、「優先交渉権者」との交渉が不調の場合は契約不成立となる事もある。その場合、「次順位交渉権者」と交渉する。

選定方法については、「10.選定方法」を参照のこと。



5. 参加資格

5.1. 応募者について

本公募の応募者は、本事業全般を実施する者であり、単体又は複数の法人とする。

複数の法人で応募する場合には、代表法人を 1 社選出し、代表法人が機構への応募にかかる手続きを実施するものとする。共同企業体（ジョイントベンチャー、以下「JV」という。）、又は、特定目的会社も代表法人とみなす。

また、応募者及びその構成員は、複数の応募者の構成員となることができない。複数の応募者の構成員となっていることが判明した場合、当該応募者は資格を喪失するものとする。

5.2. 応募者に求める参加資格要件

応募者に求める参加資格要件は、以下の通りである。なお、本公募手続きに従い事業契約を締結する事業者は、契約期間に渡って本参加資格の要件を満たしている必要がある。

- (a) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること（特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと）。
- (b) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (c) 応募時においてインターネットを用いた日本語インターフェイスによるコンテンツ提供事業の実績を有していること、かつ、類似の情報システムの構築・運用の実績を有していること。
- (d) 本公募における「優先交渉権者」決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間中に該当しない者であること。
- (e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。但し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定した者に限る。）を受けた者を除く。
- (f) 役員のうち、次に該当するものが所属していないこと。
 - ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する日本国外の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。
- (h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。
- (i) 本公募の選定委員会委員が属する法人及びその法人の関係会社に該当しない者。又は、JST が利害関係者でないと判断した者。

- (j) ISO/IEC27701 又は JISQ15001 に準拠していること。
もしくはプライバシーマーク(Pマーク)の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査が文書化された手順により実施していることを言う。
- (k) 日本国内に拠点を有する法人であること。
- (l) ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。
同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。
- (m) 安定性のある財務的基盤を有する者及び経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※(i)の「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社のこと。

複数の法人で応募する場合には、応募者に求める要件は以下の通り取り扱う。

- (a)、(b)、(d)～(j)、(l):構成する複数の法人それぞれが要件を満たすこと。
(c)、(k):構成する複数の法人のうち、代表法人を含む1以上の法人が要件を満たすこと。
(m):構成する代表法人が要件を満たすこと。

5.3. 「優先交渉権者」の資格の無効

(1) 単体の法人が応募する場合

「優先交渉権者」の決定後、事業契約の締結に至るまでの間に、「優先交渉権者」が参加資格要件を欠くことになった場合、当該法人は参加資格者としての資格を失い、「優先交渉権者」あるいは「次順位交渉権者」としての資格を失う。

(2) 複数の法人で応募する場合

「優先交渉権者」の決定後、事業契約の締結に至るまでの間に、JVもしくは特定目的会社を構成する法人が参加資格要件を欠くことになった場合、当該JVもしくは特定目的会社は参加資格者としての資格を失い、「優先交渉権者」あるいは「次順位交渉権者」としての資格を失う。

6. 募集要項等に関する説明会

応募を検討する事業者に対して本公募に関する趣旨を伝えるため、以下の通り説明会を開催する。

- ① 開催時期:令和7年9月11日(木) 14:00～
- ② 開催場所:国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部 会議室
東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
※開催場所の詳細は、参加申込者に別途連絡する。
- ③ 参加申込:参加を希望する者は、「募集要項等に関する説明会申込書」【様式I-1】に担当者連絡先、参加予定人数等、必要事項を記載の上、令和7年9月5日(金) 14:00までに、「3.担当部署」のE-mail宛に申込みを行うこと。書類の持参、郵送、クーリエサービスの利用、あるいは口頭、電話等による申込みは受け付けない。

※令和 7 年 9 月 11 日(木)10:00 までに 3.担当部署から連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。

- ④ 説明資料:当日は以下の資料を持参すること。
 - ・ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 募集要項 ※本書
 - ・ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 仕様書
 - ・ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 提出書類作成要領
 - ・ 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業 契約書(案)
- ⑤ その他:説明会への参加は任意である。参加しない場合も本公募への応募は可能である。但し、仕様書、提出書類作成要領等、正確に理解すること。

7. 募集要項等に関する質問の受付と回答

機構は、本募集要項等に関する質問の受付及び回答を行う。応募する意思がある者で、「参加資格審査申請書類」や「提案書」に関する質問がある場合は、下記の方法で質問することとする。

なお、以下の通り、内容によって質問書の提出期限及び回答方法は異なる。

(1) 参加資格審査申請書類に関する質問

- ① 提出方法:「募集要項等に関する質問書」【様式 I -2】に質問の内容を簡潔に記入し、提出期限までに、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。持参、郵送もしくはクーリエサービスによる書類の提出、口頭、電話等による質問は受け付けない。
※E-mail 送信後、2 営業日以内に担当部署から受信の連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。
- ② 提出期限:令和 7 年 9 月 12 日(金)14:00
- ③ 回答:令和 7 年 9 月 24 日(水)までに、機構ホームページ(<https://www.jst.go.jp/all/choutatsu/index.html>)に順次掲載する。当該件名にアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。

(2) 提案書に関する質問

- ① 提出方法:「募集要項等に関する質問書」【様式 I -2】に質問の内容を簡潔に記入し、提出期限までに、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。持参、郵送もしくはクーリエサービスによる書類の提出、口頭、電話等による質問は受け付けない。
※E-mail 送信後、2 営業日以内に担当部署から受信の連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行うこと。
- ② 提出期限:令和 7 年 10 月 17 日(金)14:00
- ③ 回答:令和 7 年 10 月 30 日(木)までに、機構ホームページ(<https://www.jst.go.jp/all/choutatsu/index.html>)に順次掲載する。当該件名にアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

8. 関連資料閲覧

提出書類作成に係る資料は、以下の要領にて公開する。閲覧希望者は、下記の方法で申込みを行うこと。関連資料の閲覧により知り得た情報は、本公募参加以外の目的で使用してはならない。また、関連資料の複写等の行為は禁止する。

- ① 閲覧申込:閲覧希望者は、「関連資料閲覧申込書」【様式 I -3】に希望日時、担当者連

絡先、参加予定人数等、必要事項を記載の上、「3.担当部署」の E-mail 宛に送信するものとする。希望日のうち最も早く到来する日の 2 営業日前までに申込を行うこと。

※希望日のうち最も早く到来する日の 1 営業日前までに担当部署から閲覧日時等の連絡がない場合は担当部署に確認の連絡を行うこと。

- ② 閲覧資料: 現事業者における販売状況、事業実施内容、サービス仕様書等に関する資料。閲覧資料一覧については、閲覧申込者に対して別途通知する。
- ③ 閲覧期間: 令和 7 年 9 月 4 日(木)～10 月 20 日(月) (時間は 10:00～16:00 とする)
- ④ 閲覧場所: 国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部 会議室
東京都千代田区四番町5番地3
※閲覧場所の詳細は、閲覧申込者に別途連絡する。
- ⑤ 閲覧申込先: 「3.担当部署」に示す担当部署
- ⑥ 秘密保持誓約書の提出:
 - ・資料閲覧時には事前に「秘密保持誓約書」【様式 I -4】を必ず提出すること。
 - ・機構から守秘義務対象資料の閲覧を受けた応募者は、本公募への参加の有無にかかわらず、守秘義務対象資料を他の個人・法人に開示してはならない。但し、本公募における協力法人等に対して本件守秘義務情報を開示する場合に限り、応募者は、「協力法人等への資料開示申込書」【様式 I -5】を担当部署に届け出て、担当部署の承認を得ることで、開示することができる。

9. 提出書類の提出

本公募への応募にあたっては、下記の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 参加資格審査申請書類

応募者は、参加資格を有することを証明するため、「提出書類作成要領」のⅡ.A.参加資格審査申請書類に記載の書類(以下総称して「参加資格審査申請書類」という。)を「3.担当部署」に提出すること。

応募者が複数法人により構成される場合、構成される法人の代表法人が各法人の参加資格審査申請書類を担当部署に提出すること。また、複数法人によって応募者が構成される場合、「提出書類作成要領」の「応募者の構成員構成表」【様式Ⅱ-2】を提出すること。

提出期間内に参加資格審査申請書類を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、失格とする。

- ① 提出期限: 令和 7 年 10 月 7 日(火)14:00
- ② 提出先: 「3.担当部署」に示す担当部署
- ③ 提出方法: 当機構が受領した送達過程が記録される下記のいずれかの方法により送達すること。
 - (ア) 一般書留郵便
 - (イ) 簡易書留郵便
 - (ウ) 一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便(送達記録の残るもの)
 - (エ) 日本国外から送達する場合は、送達過程が記録される方法※メール便では送らないこと。
※(ア)、(イ)では、配達日指定(割増し料金が必要)ができるオプションサービスもある。
但し、配達日の指定は、原則、差出日の翌々日から起算して10日以内となる。
- ④ 提出書類: 「提出書類作成要領」のⅡ.A.参加資格審査書類に記載の書類。

(2) 提案書

応募者は、仕様書及び審査基準を踏まえ、「提出書類作成要領」に従い、提案書を作成し、担当部署に提出すること。

応募者が複数法人により構成される法人の代表法人が提案書を担当部署に提出すること。なお、応募者は複数の提案をすることはできない。提案書に記載された内容の変更は、原則認められない。

- ① 提出期限: 令和 7 年 11 月 11 日 (火)
- ② 提出先: 「3. 担当部署」に示す担当部署
- ③ 提出方法: 当機構が受領した送達過程が記録される下記のいずれかの方法により送達すること。
 - (ア) 一般書留郵便
 - (イ) 簡易書留郵便
 - (ウ) 一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便(送達記録の残るもの)
 - (エ) 日本国外から送達する場合は、送達過程が記録される方法※メール便では送らないこと。
※(ア)、(イ)では、配達日指定(割増し料金が必要)ができるオプションサービスもある。
但し、配達日の指定は、原則、差出日の翌々日から起算して10日以内となる。
- ④ 提出書類: 「提出書類作成要領」のⅡ.B.提案書に記載の書類。

10. 選定方法

10.1. 選定委員会の審査

選定委員会は、応募者から提出された「参加資格審査申請書類」に基づく参加資格審査と「提案書」に基づく提案書審査を行う。提案書審査では応募者へのヒアリングも行う。

(1) 参加資格審査

選定委員会は、「参加資格審査申請書類」について、応募者が参加資格要件を満たしているかどうか審査し、応募者が当該要件を満たさない場合は失格とする。失格の場合、提案書審査は行わない。

応募者に対して求める参加資格要件は、「5.2. 応募者に求める参加資格要件」に定める通りである。また、参加資格審査基準は、「提出書類作成要領」のⅢ. 提出書類審査基準の通りである。

(2) 提案書審査

提案書審査は、応募者へのヒアリングを実施し、加点方式による審査を行う。

選定委員会は、「提案書」について、「提出書類作成要領」のⅢ. 提出書類審査基準に定める基準のうち、必須項目が満たされているかどうかを審査する。審査にあたり機構は必要に応じて提案者に確認を行うことがある。審査の結果、必須項目が1つでも満たされていない提案については、失格とする。

また、必須項目が満たされていることが確認された提案については、加点項目について、「技術点」と「対価に対する評価点」の審査結果を合算し、最高得点の提案を提出した応募者を「優先交渉権者」として決定する。最高得点の次に高い得点の提案を提出した応募者を「次順位交渉権者」として決定し、次順位以降の交渉権者については得点の高い順に決定する。なお、技術点はXXX点満点、対価に対する評価点はXXX点満点とする。

また、提案書が「10.3. 提案の無効について」に定める事項に該当する場合、提案は失格となる。

10.2. ヒアリングの実施

ヒアリングの実施については以下の通りとする。

(1) 実施日程及び実施場所

日程予定:11 月中旬～11 月下旬

場所予定:国立研究開発法人科学技術振興機構 東京本部
もしくは機構が指定する近郊の場所

実施日程及び実施場所等の詳細については、応募者に対して別途通知する。但し、参加資格審査で欠格となった応募者は、ヒアリングに参加できないものとする。

(2) 実施条件

- ① ヒアリングは、プレゼンテーション(30 分)、質疑応答時間を含めて 1 者あたり最大 90 分程度とする。プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき、アピールしたい点を中心に提案概要を説明すること(録画映像によるプレゼンテーションは不可)。なお、事前に質問等を行う場合があり、その質問への回答もプレゼンテーションに含めること。
- ② ヒアリングはオンサイトで実施するが、場合によりオンライン(ZOOM 等)で実施あるいは併用等する場合がある。
- ③ プレゼンテーション実施者は、本事業で総括責任者及び事業責任者となる者が行うこととする。
- ④ プレゼンテーションは、提案書に即したものとし、提案内容の追加は認められない。但し、パワーポイント等を用いて提案書を要約や解説等した資料を新たに作成し、プレゼンテーションに用いることは認める。
- ⑤ 応募者は、機構が用意するプロジェクター等を利用することができる。但し、PC 等については応募者側で用意することとし、機構の用意する機器との相性等は保証しない。

10.3. 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合、当該応募提案は無効とする。

- ① 参加資格審査要件を満たしていない、又は提案書の必須項目が充足されていない者の提案
- ② 「参加資格証明書類」、「提案書」等の提出書類に虚偽の記載をした者の提案
- ③ 提出書類の記載事項が不明なもの又は提出書類に記名若しくは押印のない提案
- ④ 提出書類が不足している提案
- ⑤ 内容の異なる 2 通以上の提案書類を提出した者の提案
- ⑥ 他人の代理、あるいは 2 人以上の代理をした者に係る提案
- ⑦ 応募提案書類の提出について不正な行為を行った者の提案
- ⑧ その他本公募に関する条件に違反した提案

10.4. 選定結果の通知

機構は、参加資格審査「優先交渉権者」及び「次順位交渉権者」等選定後、審査・選定結果をすべての応募者(複数法人の場合は複数法人の代表法人)宛に、令和 7 年 12 月 1 日(月)以降、書面により通知する(この通知を「選定結果通知」という。)。但し、審査結果の点数等は開示しない。

11. 契約交渉及び締結

11.1. 「優先交渉権者」選定後の流れ

機構は、「優先交渉権者」と契約交渉を行い詳細な契約条件を決定する。契約条件は、サービス名称、内容、サービスの単価、ロイヤリティ等の提案内容全般を対象として調整を行う。なお、この調整に際して、機構は機構の有識者委員会委員や選定委員会委員の意見を聴取できるものとする。

調整の結果を踏まえ、契約交渉が完了し、契約条件について合意次第、契約を締結する。

11.2. 契約交渉と契約の締結

機構と「優先交渉権者」は、契約の詳細について交渉を行うことが出来る。

基本的に「優先交渉権者」は、科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業契約書(案)に沿った形で契約を機構と締結するが、「優先交渉権者」の提案内容に基づき、本募集要項並びに仕様書における記載事項から大きく逸脱しない範囲¹において、契約事項に関する交渉を行うことが可能である。

なお、ロイヤリティ等については、事業開始後、前年度の利益等に応じて、JST が設置する有識者委員会の意見、及び、JST の見解を踏まえ、事業者と JST で調整のうえ、適宜見直すこともある。

12. その他応募に関する留意事項

12.1. 契約保証金

免除する。

12.2. 費用負担

契約締結に至る上記のすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

12.3. 書面主義

本公募に関する全ての意思疎通は原則として書面(電子メールを含む。)によるものとし、使用する言語は日本語とする。

応募者は、参加資格審査申請書類の付属資料として英語の資料を提出することができるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。なお、本公募における解釈においては常に日本語が優先される。

12.4. 提出書類の取り扱い

提出書類の一切に関しては、機構の規程に基づき取り扱う。また、応募者に対して提出書類の返却はしない。

¹ 例えば、科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業契約書(案)は、区分経理に基づく経理管理を行うことを想定しているが、「優先交渉権者」が特定目的会社を設立する場合、当該既定の修正について協議することが可能である。

12.5. 通貨並びに単位

提出書類、質問回答、審査等における通貨は円、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

12.6. 記載日時について

本書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

12.7. 根拠法令・管轄裁判所について

本事業の根拠法令は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

13. 様式 I

様式 I -1

様式 I -1 募集要項等に関する説明会申込書

送付先 E-mail : jouhou-koubo@jst.go.jp

令和 7 年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中
(担当：情報企画部情報資産企画グループ)

募集要項等に関する説明会申込書

契約件名：科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業
(説明会日時：令和 7 年 9 月 11 日 (木) 14 時～)

貴機構における上記説明会に参加を予定しておりますので、次の通り申込みます。
(説明会参加申込書提出期限：令和 7 年 9 月 5 日 (金) 14 時)

【担当者連絡先】

[住所] 〒

[会社名]

[部署名]

[連絡先] (TEL)

[担当者名]

[E-mail]

[参加予定人数※]

※説明会への参加は 2～3 名程度まででお願いいたします。

募集要項等に関する質問書について

質問書記入方法

1. 項目名は、募集要項、仕様書、契約書等にある項目を記載すること。
2. 複数の質問項目がある場合は、質問項目ごとに纏めること。
3. 質問書の提出期限と回答予定は、以下の通りとする。

(1)参加資格審査申請書類に関する質問

- ① 提出期限:令和7年9月12日(金)14:00
- ② 回答:令和7年9月24日(水)までに、下記4. 記載の URL に順次掲載する。当該件名にアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、公表する。

(2)提案書に関する質問

- ① 提出期限:令和7年10月17日(金)14:00
- ② 回答:令和7年10月30日(木)までに、下記4. 記載の URL に順次掲載する。当該件名にアクセスのうえ回答内容を確認すること。なお、提出された質問に関する回答は、質問者を特定できない形で、公開する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

4. 質問書の提出にあたっては、以下の URL より質問書フォーマットをダウンロードのうえ、電子メールにて下記 E-mail 宛送信すること。件名は「質問書 コンテンツ提供サービス事業」とすること。なお社印、代表者印等の押印は一切不要。

<https://www.jst.go.jp/all/choutatsu/index.html>

送付先:E-mail : jouhou-koubo@jst.go.jp

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報企画部情報資産企画グループ 公募担当

様式 I -2 募集要項等に関する質問書

送付先 E-mail : jouhou-koubo@jst.go.jp

令和 7 年 月 日

募集要項等に関する質問書

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中

(担当:情報企画部情報資産企画グループ)

[住 所 (連 絡 先)] _____

[会 社 名] _____

[部 署 名] _____

[連 絡 先] (TEL) _____

[担 当 者 名] _____

[E - m a i l] _____

件名:科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業

No	質問対象	項目	質問内容
(例)	仕様書	仕様書 P.3 2.「……」について	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式 I -3 関連資料閲覧申込書

送付先 E-mail : jouhou-koubo@jst.go.jp

令和 7 年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中
(担当：情報企画部情報資産企画グループ)

関連資料閲覧申込書

契約件名：科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業
(閲覧期間：令和 7 年 9 月 4 日から令和 7 年 10 月 20 日)

次の通り関連資料閲覧を申し込みます。

【担当者連絡先】

[住所] 〒

[会社名]

[部署名]

[連絡先] (TEL)

[担当者名]

[E-mail]

[参加予定人数]

【第 1 希望日時】

【第 2 希望日時】

【第 3 希望日時】

※閲覧の申込みは、原則として上記希望日のうち最も早く到来する日の 2 営業日前までに
お願いします。また、希望日のうち最も早く到来する日の 1 営業日前までに JST 担当部
署から連絡がない場合は、担当部署に確認の連絡を行ってください。

様式 I -4 秘密保持誓約書

令和 7 年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中
(担当：情報企画部情報資産企画グループ)

[住所] 〒

[会社名]

印

[代表者名]

印

秘密保持誓約書

弊社は、貴機構の「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」に係る資料閲覧（以下「本件情報開示」という。）にあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 弊社は、本件情報開示に関して、貴機構から開示される技術資料、写真などの情報ならびに本件情報開示により知り得る貴機構の業務上の情報に関する秘密を保持し、これらの情報を第三者に漏洩しません。また本件情報開示で知り得た情報は本件情報開示の目的のみに利用し、かつ複製しません。
ただし、次の各号に該当する情報は、このかぎりではありません。
 - 1) 貴機構から開示を受けた時、または、貴機構から知得した時において、既に公知または公用のもの。
 - 2) 貴機構から開示を受けた時、または、貴機構から知得した時において、弊社が自ら所持していたことを立証可能なもの。
 - 3) 貴機構から開示を受けた後、または、貴機構から知得した後、弊社の責によらないで公知となったもの。
 - 4) 貴機構から開示を受けた後、または、貴機構から知得した後、正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに正当に取得したもの。
 - 5) 貴機構から事前の書面による承諾を得たもの。
2. 弊社は、本件情報開示が終了又は貴機構から要求があった場合は、貴機構から指定された情報を遅滞なく返還または廃棄します。
3. 弊社は、本件情報開示の遂行に必要と認める従業員に対して、前二項の義務を徹底し、それに必要な措置を講じます。
4. 弊社は、前三項に反して、貴機構に損害を与えたときは、その賠償の責を負います。

以上

様式 I -5 協力法人等への資料開示申込書

令和 7 年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 御中
(担当:情報企画部情報資産企画グループ)

[代表法人]

[住所]〒

[会社名]

印

[代表者名]

印

協力法人等への資料開示申込書

弊社は、「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業」の応募提案を検討するに当たり、下記の協力法人等に資料を開示したいので、当該協力法人等の概要を添えて、申し込みます。

なお、この申込みに当たって、下記の法人が、募集要項「5. 1. 応募者について」に掲げられている事項、「5. 2. 応募者に求める参加資格要件」を満たしていることを、あわせてここに宣誓します。

記

☐ 会社名 _____

☐ 住所 _____

☐ 代表者職氏名 _____

以上